

2021年12月20日

「新しい資本主義実現会議」で提言された「農林水産業の
成長産業化の推進」の実現に向けた産業財産権の役割は大きい

[三好内外国特許事務所](#)

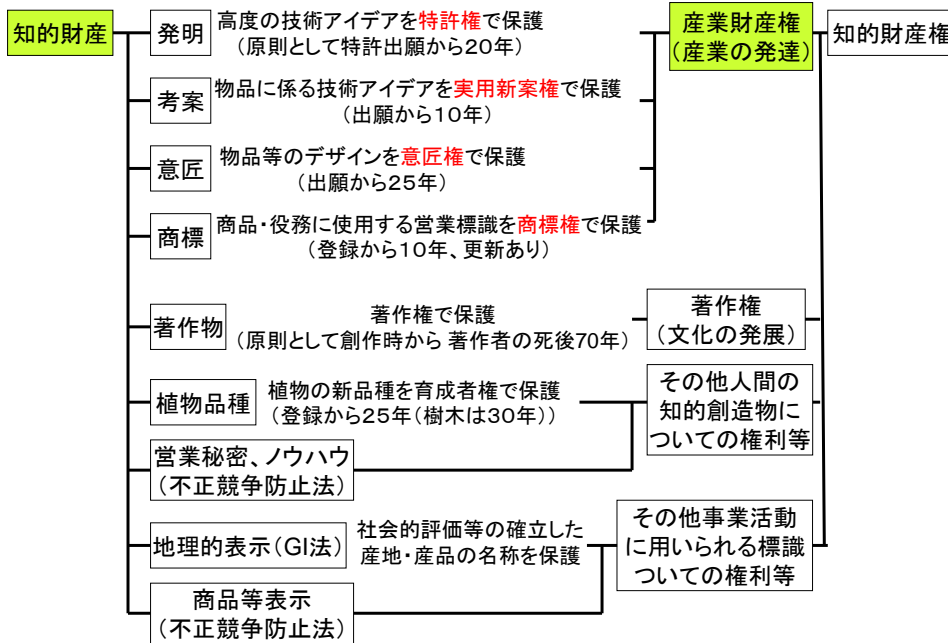
弁理士 [高橋俊一](#)



今般、弁理士法が改正され、育成者権及び地理的表示（G I）に関する業務が規定されました。これにより、弁理士は、育成者権及び地理的表示（G I）の保護に関する相談業務と、育成者権及び地理的表示（G I）の海外出願支援業務とを令和4年4月1日から業としてできるようになります。

改正の背景になっているのは、政府の「新しい資本主義実現会議」で提言された「農林水産業の成長産業化の推進」を実現するために、参考図に示されている数々の知的財産を今まで以上に有効に活用した知財／知財権ミックスによる知財マネジメントが必要であるとの認識の下、知的財産の専門家である弁理士をより一層関与させようとするものです。

参考図



すなわち、これまで、弁理士は、農林水産業の分野における知的財産の活用を支援してきました。しかし、知的財産（育成者権、地理的表示（GI）、地域団体商標）を保有する農林水産事業者の弁理士利用率は62.1%、育成者権及び地理的表示（GI）の保有者に限っても55.8%とする特許庁による調査結果があり、全農林水産事業者からすると、もっと低い数字になります。そして、弁理士を利用しなかった理由として、「弁理士資格自体を知らなかった。」、「弁理士が農林水産分野を扱えることを知らなかった。」とする理由が一定数存在するという悲しい現実があります。このようなことから、農林水産事業者に知的財産の専門家である弁理士を知ってもらい、活用してもらうことで、有効な知財／知財権ミックスによる知財マネジメントを実践してもらうことにあると考えるところです。

日本の農産品については、国際的評価が高まるに伴い、イチゴやブドウ（シャインマスカットが有名）に見られる種苗や和牛の精液といった家畜遺伝資源の海外流出・模倣による国内農林水産業への悪影響が顕在化してきており、このような状態を放置したままでは、「農林水産業の成長産業化の推進」の実現は到底望むべくもありません。農林水産省は、既に、知的財産を活用して国内農林水産業の発展を実現するための知的財産戦略を策定し、種子法の廃止、種苗法の改正、地理的表示（GI）の導入等の施策をここ数年において実施してきたところです。そして現在、農林水産省知的財産戦略2025において、農林水産物・食品の輸出額を「2030年までに5兆円」とする目標を掲げるに至っています。

では、これまでの知的財産の活用の延長線上で、今までと同じように地道に改良を重ねながら良質な農林水産物を提供するだけで「農林水産業の成長産業化の推進」が実現できるのでしょうか。今後の「農林水産業の成長産業化の推進」の実現には、先に述べたような種苗や家畜遺伝資源の海外流出・模倣といった事態を防止しつつ、何よりも、農林水産業に新たに参入する企業体や海外の農林水産業者との競争に打ち勝って行かなくてはならないことが容易に予想されます。つまり、農林水産物についての国内外における競争力の強化が求められるのです。また、今後は、農林水産物のグローバル展開の場面においては、様々な国際標準化への対応、或いは信頼できるパートナーと組んでの海外での生産・販売事業（当該事業による海外からのロイヤリティ収入は増加している）を行う必要性が求められます。そうであるならば、何の武器を持つこともなく、事業を遂行して行くことは考えられません。知的財産は、それらに立ち向かうための有力な武器なのです。

これまで、農林水産分野において主に活用されていた知的財産としては、種苗法における育成者権、地理的表示（GI）、ブランド化のための産業財産権である商標権、ノウハウや営業秘密といった情報財でした。特に、イチゴの「あまおう」に見られるように商標権と育成者権とを組み合わせた知財／知財権ミックス、信州「市田柿」に見られるように地域団体商標と地理的表示（GI）とを組み合わせた知財／知財権ミックスが多い状況でした。これらのタイプの知財／知財権ミックスは、当然ながら、今後も続けていく必要があります。

その上で、これからは、農林水産物の一層の品質向上、魅力ある個性的な製品の輩出、更にはグローバルに市場拡大を実現する上においては、新規の植物系統・微生物やその利用技術、スマート農業等による独自の交配・栽培技術、高度な食品加工や包装技術等のイノベーションが必要であり、そして、そのイノベーションの結果を保護するための特許権等の産業財産権の役割が大きくなるはずですが、特許権について言えば、育成者権と特許権との併存は認められていることから、新品種について育成者権と特許権とを取得することは可能であり、更には商標権も取得してミックスさせることで、当該新品種についての強力な知的財産権網が構築できます。一例として、「カボチャの空中栽培法」（特許第2509148号）で特許権を取得し、栽培されたカボチャを「空飛ぶパンプキン」（商標登録第2597162号）という商標権で差別化を図るという事例があり、カボチャの種子自体が新品種ならば、育成権も取得することで、当該育成権を中心とした特許権及び商標権の知財／知財権ミックスということができます。このように、産業財産権である特許権、実用新案権、意匠権を組み合わせた知財／知財権ミックスは、重要な武器なのです。

以上述べたように、「農林水産業の成長産業化の推進」の実現に向けた産業財産権の役割は大きいことから、農林水産業に携わっている方々には、是非、産業財産権の有効性を知って頂き、産業財産権の活用を推進してもらいたいと切に願う次第です。